

事は無之、然に如此被仰置し儀、各如何存候哉と有御尋、人々目と目を見合せ一言を發する者なし。于時正純云。如上意左衛門大夫儀、御當家へ奉屬第一の忠節と云は、石田三成佐和山へ逼塞の時、三成は權現様へ對し候離敵なれば、途中にて可打殺とて馳來人々は、福島左衛門大夫・加藤主計頭・黒田甲斐守・淺野左京大夫・加藤左馬助・池田伊豫守・細川越中守七人也。此時一番に左衛門大夫馳參候。然共無用の旨被仰出、結句三成へは秀康卿と安藤帶刀被相副、途中可用心との御内意也。第二關原の時、正則居城を明て御本陣とし、且其時の先陣を勤候て令忠戰候故、御利運と成候に付、安藝・備後を被下候。第三秀頼卿二條の城へ御出の時、秀頼卿頼母敷思召候は、一番福島二番加藤主計頭・三番淺野左京大夫也。然處福島は虛病を構へて俄に不奉供、是は御當家へ無貳心の驗也。但權現様には加藤・淺野が頼母敷様子を被感候て、尾張殿へ左京大夫女、紀伊殿へ主計頭女を嫁娶被仰付候。此事世人は右兩人の氣を御取被成候て、縁者にし給ふと唱ふ。全く左様には無之候。兩人の志を被感ての事也。右三度の功勞有之左衛門大夫に候得共、

法外の事共有之候に付、常々私共へも御物語も御座候。依之左様に被仰置候者と存候旨御請也。重て上意には權現様其方共へ、左衛門大夫事をば如何様に被仰たり哉と御尋の所、正純重て言上は、權現様諸國へ忍者多く附置て、領主以下士農工商の事迄も委く聞し召候。其故左衛門大夫大惡無道の事共相知候。先づ嫡子福嶋八助風俗惡敷、正則への無禮の事ありしに、詰籠へ押込食を絶て殺したり。尤八助有罪とはいふとも、幼少と申小罪也。骨肉の間にて如此。又是より先藝備兩州の主と成入部の節、海上風甚し。正則水主へ此風は何風といふやととふ。水主は地嵐と申風にて候と云。正則大に怒り、入部の始に地があれて能きものかとて水主を忽ち斬殺せり。又備後は疊の表名物にて獻上する所に、他國より公方へ獻する備後表は善くして、左衛門大夫獻するは却て惡し。正則聞て大に怒り、備後朝と云所の疊の間屋を呼出し、他國へは善き表を賣出し、正則へは惡しき表を賣候て、天下の評判に逢せたる事にくさよとて、疊の上へうつ臥に伏置て、自身鎗を以て突殺す。是等を始として領分の人民を殺事不可擧數、家中の士を咎の輕

重を不糺明、少も心に不合れば忽殺し、又は自身に打擲せり。第一利欲深く、朝夕利得の事を巧出し専ら是を事とす。是故兩州の士民安心更になく、己が身に少も誤あれば身を引、首を縊て死し、或は入水し又は自殺す。二六時中炎中に住む心地して歎き悲しむ。此趣一々被聞召、私共へも被仰聞候は、正則を滅し人民を救事、是大慈悲にして天下を治る職分也。當家に忠ありとても天の命をば難背。古人も自用の三權とて三の謀ありと云。先づ天下を謀て人を謀り、人を謀て糧を謀ると云。天下の主は不及言、國郡の主其末々の士民迄も、此心得なくては其身難立。正則が心は毛頭其心なく、己が一心を樂むべき爲に兩州の人民を苦しめ、膏血を取て金銀とし、秋收を取盡して人々日本にも難替身命を令自殺事は、哀不便の事共也。か様の者を余に忠あればとて其儘指置なば、兩國の人民天道を恨る者也。夏の桀は我身に慢じ、我世の長久ならん事は天日と同じ、若天日亡びなば我も亡んと云けるに、天下の人民は我身を亡して成とも、桀王の亡ん事を願ひしとや。か様の事を以民の心を計るに、家康今天下の主と成て福嶋如き惡人を不滅は、

天道我を亡し給ふべし。此心は譬ば汝等に諸事を任置くに、汝等無道を行ひなば人民は無罪故に吾を恨ん。然時は余又汝等を可滅也。天道某に天下の權柄を授け給ふに、余に忠あるとて惡人を立置ば、天忽權柄を取上給ふべし。正則余に眞實の忠あらば、無道を不行、天下の太平をこそ可思に、左は無くして民を苦しむ。誠無是非事共と常々仰候と申上候。秀忠公委細被聞召届、某親子の間故猶更委細被仰置たり。唯今の物語にも不違、各の心底を爲可聞相談せしと上意なれば、酒井・板倉・土井・安藤皆一同に、正純申上候通と御請有之候に付、御示談相極候。此上にも舊功を思召、越後・信州の内にて四萬五千石爲領知被下候處、其請惡敷、遂に信州へ正則及備後守正勝共に配流被成候。正勝は元和六年九月配所にて病死。正則は寛永元年七月六十四歳にて同所にて死去也。

一、坂崎出羽守、天樹院夫人を救ひ出す事
坂崎出羽守成^{同十二}正、本姓は宇喜多にて中納言秀家一族也。然處秀家の家を立退關東へ奉公し、關原の後石州津和野三萬石を領す。宇喜多氏は不吉とて自ら坂崎と稱す。元和元